

実録『三巴八雲の敵討』について

田 中 則 雄
(島根大学法文学部)

摘 要

『三巴八雲の敵討』は、松江で起こった敵討事件を描いた実録である。本作には、特に事件、人物の捉え方において、実録としての様式的特徴が認められる。

キーワード…実録、近世小説

一 『三巴八雲の敵討』の概要と問題提起

『三巴八雲の敵討』は、遠山市郎左衛門（本名、飯尾彦之丞兼晴）という人物が、正保元年（一六四四）松江藩家老屋敷において伯父の敵を討った事件を描く実録である⁽¹⁾。伝本は、島根大学附属図書館桑原文庫本、島根県立図書館本の二種がある。本稿では島根大学本を底本とし、適宜県立図書館本をも参照しつつ論述する。

島根大学本は、写本一冊、大本、藍色表紙、外題「三巴八雲の敵討」、内題なし。書写年時については本文末尾に「于時文政四庚巳十月上旬書之」とする（庚巳は辛巳の誤り。文政四年は一八二二）。また「三巴八雲の敵討之序」と題する序文を有する（県立図書館本には序文がない）。この序文の末尾に「雲江東住未明序ス」と記すが、未明とは如何なる人であるか未詳。またこの序文を執筆した年時についても記すところがない

山陰研究（第二号）二〇〇九年十二月

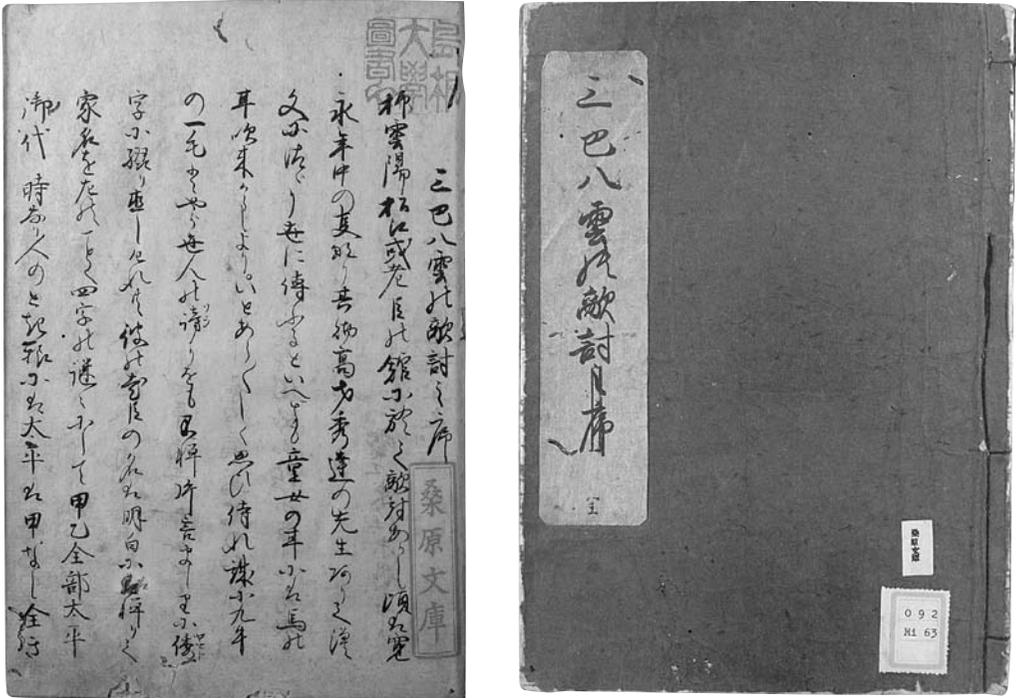
い。ここに述べる所によれば、当初この事件について漢文で綴ったものが伝わっていたが、あえて万人の読み易きことを考えて和文で叙述したのが本作であるとする。

其砌高才秀達の先生ありて漢文につゞり世に伝ふるといへども、童女の耳には馬の耳吹木がらしよりいとあらしく思ひ侍れ。誠に九牛の一毛とやら、世人の誇りをも不憚、片言まじりに倭字に綴り直しけれ共、

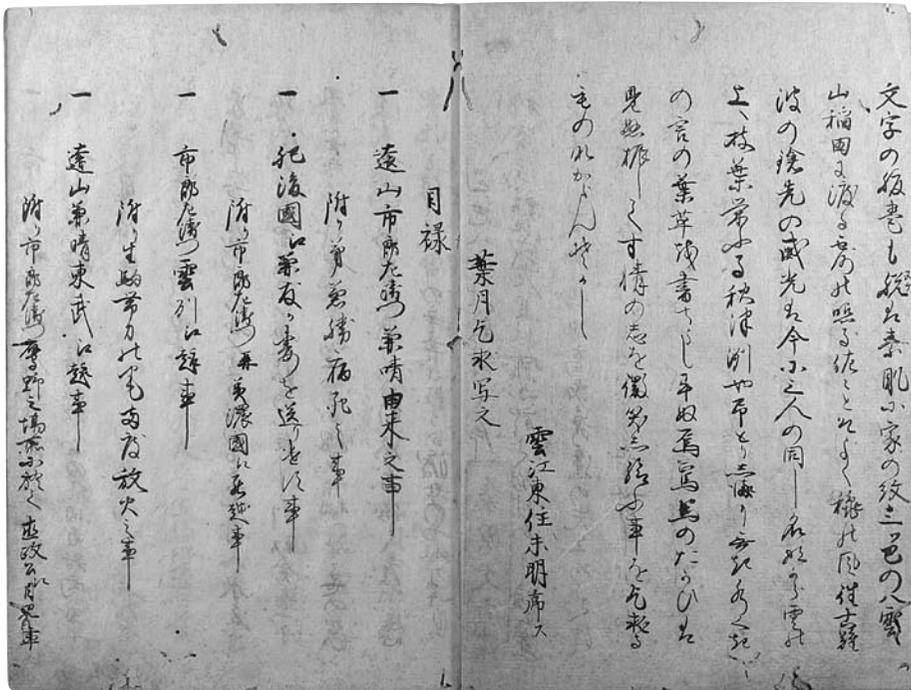
続けて、謎々と称して次のように言う。

彼の老臣の名は明白には憚りて、家名を左のごとく四字の謎々にして、甲乙全部太平御代時なり、人のとき様には、太平は甲なし、全き文字の腹巻も脱ば素肌^{ヌダ}に家の紋、三ッ巴の八雲山稲田に渡る露の照る、佐々とそよぐ秋の風、……

ただし本文中には、事件のあったのが家老乙部氏の邸であることは明記



図版1 『三巴八雲の敵討』（島根大学附属図書館桑原文庫蔵）
表紙及び序



図版2 『三巴八雲の敵討』（島根大学附属図書館桑原文庫蔵）
序及び目録

されているのであるから、ここに言うところは全くのユーモアと解すべきである。なお三巴とは、ここで「家の紋」云々と言う通り乙部氏の家紋を指す。

この事件は、後にも掲げるように、他の幾種かの文献中にも記述されており、よく知られたものであったと思われる。本作は、この事件を材に実録の様式に作り上げたものである。その際作者はどのような点に留意したであろうか。以下、話の流れに沿って本文を掲げながら考察する。

二 実録としての描写

『三巴八雲の敵討』は、随所に創作的な部分を設けて、作者によるこの事件人物の捉え方を表現しようとしている。以下このことを、順に話を掲げながら検討して行く。

(一) 発端

本作の冒頭、遠山市郎左衛門こと飯尾彦之丞兼晴について、その出自から説き起こす。

爰に遠山市郎左衛門といふ人有り。その由来を尋るに、本名は飯尾彦之丞兼晴といふ也。鎮西に住し、則松倉長門守殿の士なり。数代松倉氏に仕へける。然るに移り替る世の習ひとて、松倉氏の家故ありて断絶す。依て彦之丞心ならずも浪々の身の辛苦、さながら渡世のつれなさには響（響）ん方もなし。

ここで松倉家は「故ありて」断絶したとしているが、史実の上では、松倉勝家が島原の乱により引責させられ改易となったことがこれにあたる。かくて彦之丞は、予期せずして浪々の身となったとする。

彼は生活のため、慣れぬ商売を始め日々努力したがうまく行かなか

た。悩んだ末、やはり自分の本分は武士であるとの認識に至り、讃岐の生駒氏に仕える伯父飯尾兼友を頼ることに決める。

武士の長矢の光り失ければ、心はさびにあらねども、世渡る為の煩惱にさびる習らひの商売は、いつかならわぬ算盤を枕時計、年月の光陰を徒に送りけるこそ哀れなり。……彦之丞つらく思ひけるは、「我等浪々の身なれば、先讃州へ立越して、伯父兼友に对面致し、次には身行衛をも極めたし。所詮斯る賤しき商売の業、いつ明りのみゆる事もなし。兎角しなれし武家へ立返り、少禄にても受得ん。花は桜人は土と申せば、是社本望（是）なれ」と、

このように作者は、彦之丞の零落の様、それに伴って精神的にも追い詰められて行く様を描き出す。ここで「つらく思ひけるは」云々というのが、実際に彦之丞から心の内を聴き取ったなどのことはあり得ず、作者が想像力を働かせて書いたものと考えざるべきである。

彦之丞は憂き旅を續けて讃岐国に至り、伯父兼友に对面し、今の寄辺なき身の上を「うち塩たれて」語った。兼友はこれに、「人は七ころび八起といへる事なれば、又如何なる福か出来らん。拙者も外ならぬことなれば、随分く心無隔世話致し可申候」と頼もしく応じたので、彼はようやく安堵の日を送ることとなった。

ところが二年の後、禍が彼等を襲った。讃岐の家中に生駒正種という者がおり、その仕業によつて兼友が讒死することとなる。

(生駒正種は)我が身の慾を隠置き、無罪兼友私曲有と讒に構て主人へ訴えける。……それより兼友は稠敷閉門被仰付候。其後江戸よりの仰と称し、兼友切腹被仰付候。

彦之丞には兼勝という弟がおり、伯父兼友の養子となっていた。伯父の横死により、彦之丞はこの兼勝と老母と連れ立って、「悲嘆の涙に漂泊し

つつ美作国へと移った。ところがここで兼勝は病臥し、あえなく没してしまつた。彦之丞は臨終間際の兼勝に向かつて語りかけ、その死を激しく嘆いた。

「……我天運叶ひなば、正種が首を提げ速に黄泉の旅に趣可申。必三途の川原にて待請可被申。若不運にして返り討にも逢ならば、生替り死替り遠々無量の修羅の眷属となつて、互に本懐を達すべし。虎と見て石に立矢も有りしかや」と、涙ながらに母諸とも口説嘆けば、弟兼勝重き眼見開きいとうれしげにぞみへにける。種花一日榮とかや、嵐につるゝ花の色、終に一天の烟と共に消行は、老母、彦之丞両人の悲みものになとぞん方ぞなき。有為転変とは言ながら、泣々野辺のいとなみあだし煙となしにける。

兼勝は、一人の親族であるにとどまらず、亡き伯父の継嗣という立場の人として、敵討における掛け替えない同志であつた。彼は、「矢長心やながしこころもよわりはて、飛鳥の片羽失ふがごとし」という様で、老母を伴い大坂へ移った。

以上、主家の断絶、商売の努力と挫折、伯父の扶助のもと再起を図るも、その伯父の横死に遭い、弟とも死別する。かくして彦之丞が曲折を経て甚だしい不幸へと陥る様を描き出そうとする。伯父の横死のところから説き始めるのではなく、彦之丞の出自のところから一々の経緯を辿るように記述したのは、彼を苦節の人として捉え、その人生を一連のものとして描き出したいとの意図が働いていると考え得る。

（二）美作国にて

一方、讃岐の太守生駒俊政（史実では高俊）は、藩内騒動の咎によつて出羽国へ移され、これにより敵である生駒正種は、松江藩主松平直政

に預けられることとなる。

出雲の太守甚正種御憐愍を被加、居屋鋪は城内にしつらい、尤懇に被成下候。折々は家中の老臣中へ参会をも被差免て、四方山の雑談有しかや。

直政が正種を預かり庇護したことで、彼を敵と狙う彦之丞は後に苦勞を重ねることとなる。

大坂にいた彦之丞は、敵が出雲にいと聞いて、「色々様々と姿をやつし」「命のあらん限り、足の続かんまでは、野山水辺昼夜となく」探索することを決意し、一人の身にならうと老母を故郷の肥後へ帰す。また名を遠山市郎左衛門と改める（以下の論述では、彼のことを市郎左衛門と記す）。

彼は一旦美作国へ至り、そこから出雲へ入ろうと志したが、「国の制禁けいじん稠ちゆうしくして、知る人なければ唯一宿の逗留もなら」ず、即ち出雲に所縁のない彼には入国は困難という悪条件が降り懸かる。

そこで市郎左衛門は美作国内の浄土宗の寺の和尚と懇ろにならうとするが、その際に念の入った方法を用いたとする。彼はその寺へ「参詣し、また翌日も寺参り、如此度々参詣して」、熱心な信者として顔を覚えてもらった頃を見計らつて、寺の者に、和尚様がお手隙の折に面会を許されたいと申し入れた。寺の者は、それならば早々入られるがよいと言つて、そのまま招き入れた。彼は和尚に対面し、自分は浪々の身の暇にまかせ、度々この寺へ参詣しているが、なお浄土信仰を深めたいと告げた。

（市郎左衛門、）「……我等宗門は禅宗なりしが、近年心を浄土に寄
会仕候。今よりは弥浄土の安心極め度候」と、実に余儀なく頼けれ
ば、

和尚はこれに感じ入り、快く受け入れた。

(和尚)「……宗門の儀はいづれ高下無之候所、人々の得心致すを以て本意たるべき事なれば、手前宗門の儀ならば随分御相談可仕候」と、坊主あたまを撫まわし、何かの不得手な師の坊と、真実顔の馳走振り、新茶の薫り汲訳で、言葉の塩梅なれく、日陰かたむく頭をはや入相告る時しもあれ、(市郎左衛門は)宿へ社は帰りける。

右引用の傍線部は、県立図書館本にはなく島根大学本にのみある。彼が熱心な態度を見せることで、朴訥な和尚の信用を得て行く様を書こうとしたことが、より明確に見て取れる。市郎左衛門は和尚との繋がりを手に入れるという目標に向かって、まずは寺に参詣を重ねることから始め、一つ一つ手順を踏んでそこへ行き着いたとするのである。彼のこのような行動の型は、この後も続いて描かれる。

彼は引き続き「彼の寺え日々参詣し、一心不乱に和尚と入魂し、折々は法義を聴聞し、安心決定の源を心懸」けたので、和尚も、「無二の友を得たる心地して、猶も念頃不浅」、ますます交流を深めた。そしてある時和尚は市郎左衛門に、寺へ移り住むようにと言った。

(和尚)「貴様儀此程は打続き御入來被下、何角御深切の御働、近頃以満足の至りに存候所、等閑なく御交り申事も、此世ならぬ因縁にてこそ有らめ。独身の事と承り候得ば、拙寺へ御引越など有間鋪や。……」

市郎左衛門は喜んで承諾して早速寺へ移り、両者ますます昵懇の仲となった。そして彼はある日四方山話をする中で、「風景の勝地と申は何国なるらん」と尋ねた。和尚は、松島・象潟などと挙げて行き、「雲州松江、湖水余国に勝れ、雲州は神有国、名所多し」と言った。こうして「互の心一和して、名所旧跡嘶合」った上で、市郎左衛門は切り出した。

実録「三巴八雲の敵討」について(田中則雄)

「私兼々存より罷在しは、出雲の国は八雲立の御社、日御碕の御社拝し参らせ度存候しかど、此国と申は国政嚴重にして、知り人なれば一夜の宿りもならずと聞。願くは和尚の御世話にて一通り出雲一見とは不相成候や。」

和尚は、それならば自分の弟子が出雲にいたので頼るがよいと応じた。かくて市郎左衛門は早速和尚の書状を携え出雲へと旅立った。以上の長々とした経緯の叙述を通じて作者が描き出そうとしたのは、これだけの手間と月日を費やしてようやく出雲へ入り込むという目的を達した市郎左衛門の執念のあり様であったと考えられる。

(三) 松江にて

彼は松江に着き、かの書状を持って寺を訪ねると、「住僧甚悦、書状拝見し、市郎左衛門え懇に睦しく相成候て、市郎左衛門追々土地の案内知、名染の方も出来、あちこちと侍りける」という様になった。美作の和尚の紹介があったことにより、状況が開けてきたのである。やがて市郎左衛門は、敵生駒正種の居宅に付け火をした。騒動を起こしその中で討とうとの計略であったが、早々に消火されてしまった。数か月後再度試みたが、やはり失敗に終わった。

これにより市郎左衛門は、「両度迄討もらし残念なる事ども也。此上は猶手近く居て可然」、さらに敵に接近するための手段を求めようと考へ、寺の住僧に奉公口を世話してほしいと頼み、「以前古主に仕候節、御主人鷹数寄被申に付、此道を少々致し申候事有之候」と、自分は鷹が使えると述べた。その後住僧が家老乙部九郎兵衛と談話の折、乙部氏が市郎左衛門を鷹匠として召し抱えたいとの儀で話がまとまった。彼は甚だ喜び、「実義を尽し」て乙部氏に仕えた。

有時鷹野被召連候所、市郎左衛門鷹をよく手練せし事世に秀たる。依而其名自然と高く大守の御聴にも達しけるとや。

こうして彼は鷹匠として名を上げ、太守直政の近くに庇護されている敵を狙うのに有利な方向へと展開した。

次にも、発端の部分に見られたと同様、一旦事態が開けたかと思いきや再び障壁が現れるという書き方がなされる。ある時乙部氏は市郎左衛門に、この度息子が江戸勤めを仰せ付けられたので、付き添って江戸に滞在せよと命じた。彼は心中に大望あるゆえ辞退を申し出る。ならば江戸まで息子を送り届けたら帰ってよいと乙部氏が言うので、もはや断り切れず出発する。然るに江戸からの帰路、激しい腹痛に襲われ、旅宿で床に臥す。「今は迷途の客となりなんかと、我が大望も仏神の見捨給ふものやらん」と心を痛める。日を費やし辛うじて本復して松江へ帰る。

時を経て太守直政が在国の折、鷹狩りが行われた。直政は乙部九郎兵衛に、その方は良き鷹匠を召し抱えたとのことだが、その者に会わせよと言う。かくて彼は太守の前に召し出された。

市郎左衛門地に平伏し蹲踞。良ありて、「田の面に鳥ある。市郎左衛門」と有ければ、其儘大鷹を放懸けたれば、何かは以て手練の功、立所に彼の鳥を擲取る。直政公を始とし、御付々の人にてても、「仕たりや市郎左衛門」とぞ誉にける。

この市郎左衛門の手柄に対して、直政は手づから褒美を与え問答があったが、ここで直政は、市郎左衛門が心に一物ある者であることに勘付いた。市郎左衛門は戦慄を覚え、太守に自分が心に抱えていることの中身を看破される前に成し遂げてしまわなければ、と焦るようになったとする。この部分については、次節に改めて他の文献における描写と比較しながら検討する。

やがてその絶好の機が訪れた。敵生駒正種（この時帯刀と号す）が主人乙部氏宅へ来訪すると聞き、市郎左衛門は、「宿意達すべきは此時ならん」と待ち受けた。彼は当日、玄関の式台で客を出迎え着座の所まで案内する役を与えられる。

午の刻計に成ければ、注進触込むは、「御客様御見へ」と申せば、市郎左衛門始とし、各玄関へ出向ふ。高士の御歴々、帯刀（生駒正種）の前後をかこい入来り給ふ。……程なく各玄関へ上り給へば、市郎左衛門案内の振にて御先に進みける。角とも知らぬ帯刀は、露よりもろき命とも知らず書院へ歩み行。市郎左衛門やりすこし、刀引提飛懸り、「日頃の意恨」といふ儘に、玉散計式尺五寸の最上の刀、正種の頭も碎と切り込太刀先に、長押のこなたに少しさわりて思ふまゝ、には切れざる間、正種も心得たと刀三寸計ぬきしかど、何かは以たまるべき、市郎左衛門二の太刀を以開き、袈裟がけ切込は、そのまゝ、息は絶にける。

志を遂げた市郎左衛門は、この後殊勝な振る舞いを見せたとする。

懐中より一封の書を取り出し申様は、「委細之義は此中に相記置候。如此折節は必あわて、言舌等も欠る事も有る、また前後して兎角不都合致す者なれば、兼々事之起り相認置候。御一覽可被下候」と申、「最早本望相叶候上なれば、思ひ置ことさらく無御座候間、御刑罪之如何様なる共遊可被下候。乍恐此上主人御落度無御座候段、奉願候」と言ふて、其後は一向無言なりけらし。其生質成就として顔色不変常のごとし。主人を始め一座諸士書付を開き見て、具に響を報ずるのよし読終りて、各感涙を催しけると也。

状況自体は、藩の預かり人を突然殺害したという狼藉以外の何物でもない。然るに乙部氏を始め一座の諸士は、この書き付けに記す所を読ん

感涙を催したとする。即ちこれは人々が、本作がここまで記してきた如き、彼の抑え得ぬ無念とその苦節、執念を知り、共鳴を覚えたからだと言いたいのであろう。

後に幕府老中より、「遠山市郎左衛門儀、乙部九郎兵衛え被下置候間、勝手次第」と通達され、結局乙部氏は市郎左衛門に死罪を申し付けた。

(乙部氏)「いたわしく候得共、無抛死罪申付候間、其覚期可然」と被申渡ければ、市郎左衛門涙を流し、難有旨申請、一騎当千と相見へる若者一睡の夢とぞ消行さける。あわれ也ける事共なり。其身も迷途黄泉の旅に趣き、名を末代に残し、念力岩を通とかや。

乙部氏も「いたわし」と言い、自邸で事件を起こされたことへの怒りなど口にしていない。そして市郎左衛門の最期はあわれなりと評される。「念力岩を通とかや」、一編全体において彼の不屈の人生のあり様を浮かび上がらせるべく、以上掲げてきたような描写が積み重ねられていたと考え得るのである。

三 他の文献における記述

この敵討事件に関連する事柄は幾つかの文献の中に記されている。併せて検討することにより、『三巴八雲の敵討』の特色について考える手懸かりとしたい。

(一) 生駒騒動について記す文献

敵討の発端となった飯尾兼友讒死事件の背景には、讃岐生駒家の御家騒動が関わっている。このことについて記す文献に次のものがある。

『武将感状記』

熊沢淡庵編。正徳六年(一七一六)刊。内題は「近代正説碎玉話」。

実録「三巴八雲の敵討」について(田中則雄)

外題は「近代正説碎玉話」と角書きして「武将感状記」。十六世紀から十七世紀初めにおける武将の話を集成したものを。

讃岐生駒家の家老生駒帯刀が、前野助左衛門、西崎若狭と対立し、終に前野、西崎の党の者十余人が国許から退去した。このことが幕府へ聞こえ、前野、西崎一党の者は切腹を命ぜられ、生駒帯刀は出雲へ預けられて、主人の生駒家は改易となる。切腹した前野・西崎一党の中に井尾総兵衛なる者がおり、その甥井尾与七郎が出雲へ来て乙部九郎兵衛宅で伯父の敵を討ったと記す。

『十三朝紀聞』

安田照矩編。文久元年(一八六一)刊。江戸時代全般にわたる年代記。

生駒将監が同列の前田助と対立し、生駒壱岐守は制禁できなかった罪により改易となり、前田は死罪、将監は出雲へ預けられる。前田の甥に前野織部なる者がおり、出雲へ来て将監を討ったとする。

このほか新井白石の『藩翰譜』(元禄十四年(一七〇一)成)では、その生駒家の条に、生駒壱岐守高俊の時代、家老石崎若狭、前野助右衛門が権を振るい士民が苦しむことがあり、家老生駒将監が関東へ訴え、幕府の裁定によって石崎、前野は誅せられたと記す。

(二) 松江藩関係の文献

松江藩に伝わる資料の中に、この事件について記載するものがある。

『高貞院様御年譜』

松江藩松平氏初代直政の年譜。鳥根県立図書館蔵。その正保二年の条に記す。事件の経緯を略述するものであるが、直政との対面についてはみは若干詳しく書いている。

有^リ飯尾七大夫者、窺^ニ遷客生駒帶刀、苦^シ身焦^レ思^ハ以^テ誓^フ不^レ雪^ニ伯父之冤^ヲ不^レ中^ト与^レ讎^ニ俱^ニ生^ス也。自^ラ變^ニ姓名^ヲ曰^フ遠山一郎左衛門、為^リ三乙部可正之鷹飼。一日一郎左衛門臂^ニ鷹詣^ニ庭上。国侯視^レ之曰、非^ニ庸常之輩。実是有^ル志者乎。一郎左衛門生栗股戰、稽^シ首而退。呼^ビ可^レ懼哉。君子之相^レ人也、不^レ差^セ忽^シ微^ニ。若不^レ早^ク圖^ラ後必噬^シ臍^ヲ。事已急。偶^ニ其虚、刺^シ帶刀、身^ニ為^ル刑戮之民。

『乙部家年譜』

乙部氏歴代の年譜。島根県立図書館蔵。その「元祖乙部九郎兵衛可正」の条に、正保元年のこととして記す。

一 正保元甲申年十二月十七日、家来鷹飼遠山市郎左衛門（本名飯尾七大夫）為伯父并弟之仇於宅生駒帶刀ヲ討（帶刀初名将監。寛永十七庚辰年八月十一日従公儀御預之者也）。

また『乙部家譜内伝』の「元祖乙部九郎兵衛源可正」の条にも、ほぼ同文の記述がある。

『烈士録』

松江藩歴代家臣の総系譜。島根県立図書館蔵。その乙部氏の条に、『乙部家年譜』等に拠ったかと思われ、やはり正保元年十二月十七日のこととして、ほぼ同内容のことを収録する。

(三) 実録系の文献

『三巴八雲の敵討』と同じく実録系に属する文献として以下のものがある。掲げて比較することにより『三巴』の特色について改めて考察する。

『鷹匠遠山市郎左衛門敵討ノ記』

記録風ではあるが、実録の一類と見なす。島根県立図書館蔵。写本一冊。表記は漢字片仮名交じり。奥書等なし。後表紙見返しに「持主 田中氏」と墨書き。この写本は幕末から明治頃のものかと見られるが、作そのものの成立は、全体の分量も全六丁と少なく叙述も簡略であることから、『三巴』よりも古く、原初的な段階に位置するものと推定する。なお前掲した『三巴』序文にいう、漢文で書かれた作品との関係については未詳。まず冒頭の約一丁半で、事件全体の概要をまとめて記した上で、続けて「抑モ……」として、発端からやや具体的に記述し直すという形をとっている。書かれている個々の事柄は大部分『三巴』と合致するが、兼晴（市郎左衛門）の弟兼勝は病死したのではなく、伯父の讒死に絡んで藩によって討たれたのであったとする点が相違する。

兼晴ハ兼勝ト同じク讚州ヲ去テ美作ノ国ニ仮住居スト云ドモ、兼勝ハ兼友ガ養子トナルニ因テ、尚ホ生駒殿兼友ガ罪ヲ悪ンデ、家人ヲシテ兼勝ヲ討タシム。其刑ニ臨ムノトキ、兼晴憤リ嘆キテ兼勝ニ言フ様ハ、「我伯父ト汝トヲカ、ル刑ニ行ハル。是則主君ノ命ト云ドモ、然シ実ニ是帶刀正種ガ讒訴ニ依テナリ。我必帶刀ヲ殺シテ伯父ト汝トガ讐ヲ復シテ、其意ヲ泉下ニ快セシメン。豈彼レト共ニ天ヲ戴カンヤ」。

確かにここで兼晴（市郎左衛門）は憤り嘆きつつ弟兼勝に言葉を掛けたとしている。しかし彼の心情への言及はこれのみで、また淡々と事のみ記す文脈へと移る。続けてこうある。

兼勝遂ニ戮セラル。兼晴葬事ヲ修シ墓所ヲ築キテ、然シテ后継母ヲイザナヒテ撰州大坂ニ到リ、家ヲ借りテ居住ス。

敵が出雲に入ったことを知った彼が、美作の寺に媒を得る話は『三巴』と重なる。ただしこれも事の経緯のみ連ねて記すものとなっている。

雲州ニ赴ント、先ヅ作州ニ至リ十余日滯留シテ窃ニ雲州ノ国制ヲ問フニ、其地ニ相識ルモノ無キ時ハ一宿ヲ許サズ。是ヲ以テ直子ニ行事能クハズ。依之作州浄土宗何寺〔寺名失ス〕ノ主僧ノ徒雲州松江ニ住院スト聞テ、兼晴其主僧ニ謁シテ言様ハ、「我往昔禪宗ニ帰スト云、ドモ、近頃心ヲ浄土宗ニ傾ケリ。何卒長老其教ヲ施シ玉ヘ」ト。主僧其志シフ感ジ懇ロ口ニ法要ヲ説ク。是ヨリ日々往還シテ教ヲ受ケ、面白キ物語ナドヲモシケル故、僧最モ心ニ叶フテ、「方々ニ流浪センヨリハ爰ニ止マレ」ト云。兼晴喜ンデ遂ニ其所ニ止宿シ、下部ニモカナハヌ苦勤スル事他事無キ故、僧甚ダ喜ブ事限リナシ。或日兼晴僧ニ言様ハ、「我聞、雲州松江ハ山陰ノ勝地ナリト。遊覽セント欲ル事多年、且禄ヲ彼国ニモトメント存ルナリ。然ルニ彼ノ国ニ親シキモノナシ。師若シ雲州ニ住院スル弟子ノ方ヘ書翰ヲ遣ハサレバ、某是ヲ携ヒテ便リトセン。僧則チ一書ヲ整ヒテ是ヲ授ク。兼晴此書ヲ持テ彼ノ松江ノ寺院〔寺号ヲ失ス〕ニ到ル。ここから翻つて、『三巴』が描こうとしたものが何であつたかが知られる。『三巴』は、市郎左衛門が日参から始めて次第に和尚の信用を得、さらに交遊を深めて行く様を、一々の言動を辿りつつ描いて行く。このことで、辛抱強く段階を踏むかの如く自身の志の実現に向けて進んで行く市郎左衛門の精神のあり様を表現し得ているのである。

『鷹匠遠山市郎左衛門敵討ノ記』において、右に掲げた弟との死別のほかに若干具体的な描写があるのは、藩主直政との対面の場面である。

直政君遠山ヲ召シテ手自菓モノヲ賜リ、「其方ガ人品常ナラズ。自然鷹ヲ好ンデ是レガ為九郎兵衛ノ鷹飼トナリタルナラン。如何ニ」問ハル、ノ時市郎左衛門申上ルハ、「某事祖父ノトキヨリ鷹ヲ好ンデ業トスル事既ニ三代相継」ト申ス。直政君猶ホ是言ヲ信ジ玉ハズ。

実録『三巴八雲の敵討』について（田中則雄）

遠山甚ダ恐入ルト云々。

ただし『三巴』や、次に掲げる『雲陽秘事記』のごとく、後に、乙部邸で敵討事件が起こつたという報告を受けた時の直政の反応（対面の折のことを思い起こしてこれに言及する）については触れる所がない。即ちこの対面の件は一つの単発的な出来事という扱いで終わっている。全体この『鷹匠遠山市郎左衛門敵討ノ記』は、事の経緯を列記して行くことに徹しており、人物の心中や生き方を描き出すことを意図するものではない。

なお前述の通り、記される一々の事柄そのものは『三巴』と重なる所が多く、特に末尾に「或曰」として、市郎左衛門が松江で旧友に偶然出会うことがあつたが、身上を隠すため、終に人違いであると言いつつという話を付加するのは、あたかも『三巴』で、一旦話が終結した後改めて「市郎左衛門松江に有し時於路次旧友対面之事」なる一章を設けて同内容の話を付加的に書くところと合致する。『三巴』の作者が、この『鷹匠遠山市郎左衛門敵討ノ記』を直接参照していたか、もしくはその祖か兄弟関係にある書を見ていた可能性が極めて高いと考えられる。

『雲陽秘事記』

『雲陽秘事記』は、初代藩主直政から六代宗徳の時代にわたる松江藩の人々に関わる逸話集である。出雲を中心に写本で伝わり、その記述のあり方から見て、実録の一種と捉え得る⁽²⁾。

その「乙部九郎兵衛宅敵討之事」の条にこの話が見える。『雲陽秘事記』では、敵の名を生駒将監、後に帯刀と号したとし、飯尾彦之丞が、（伯父ではなく）養父の敵を討つたとする。生駒は自分が狙われていることを知って江戸へ遁れて水戸藩に匿われ、さらに水戸藩より松江藩へ預け

られたとする。このことを知った彦之丞が乙部氏に奉公するに至るまでのことについては、次のように淡々と書かれる（なお中に、松江の誓願寺に若党奉公したのであったこと、家老三谷権大夫の紹介で乙部氏に有り付いたことなど、『三巴』にはない事柄も書かれている）。

飯尾彦之丞、養父の敵生駒を尋江戸え出けるが、生駒雲州え下りし事を聞て、本名を隠し遠山市郎左衛門と号し、白濁寺町誓願寺え若党奉公に有付ける。依而遠山は、何卒生駒を討んとしけれども、将監は御城内の郭に住居せし事なれば、折を得ざりける。然に御家老乙部九郎兵衛、兼而鷹野を好まれけるが、何卒鷹匠も有ば召抱られんと有けるが、誓願寺是を聞れ、同席三谷権大夫は誓願寺の旦那なれば、是を頼、乙部氏鷹匠の事を言入られければ、乙部氏早速召抱んとて、夫より遠山を鷹匠に抱られける。

市郎左衛門の行動が端的にまとめられていて明瞭に把握できる。ただしその分、次々降り懸かる苦難に立ち向かう彼の執念を読者に伝えるものとはなっていない。

『雲陽秘事記』の作者の描きたかったのは、藩主直政の眼力に関わることである。まず直政と市郎左衛門との対面については、あえて簡潔に書く。

大守御鷹野有之時、九郎兵衛召抱之鷹匠遠山市郎左衛門、大守御目通に而数多之鳥をつかませける故、御前近く召され、大守之御手より御菓子など被下ければ、乙部氏も殊の外氣に入、相勤居けるが、……

これに続けて放火失敗事件のことを書く（『三巴』では、放火は直政との対面より前のこととしていた）。かくて市郎左衛門は終に乙部邸で生駒を討ち、予め懐中していた一札を呈したとする。この部分の流れ自体

は『三巴』とほぼ同じ。ただしこの『雲陽秘事記』では、事件が起こった時直政は在国中であり、乙部九郎兵衛は即刻登城して直政に報告したとする。

時に直政公被仰けるは、「敵討といふは先達而其方が抱へし片目之鷹匠ならん」と御意有ければ、如仰右之鷹匠之由申上ければ、大守、「さこそあらん。先頃鷹野之節、我側え召寄得と顔色を見しに、眼中に大事を持し事顔色に顕たり。片目には何ぞ入置たらん」と被仰ける。依而乙部氏帰宅して能々改けるに、飯尾彦之丞敵を討んため、左りの目に鯉の鱗を入置たり。大守之御眼力凡人ならざる事可恐事どもなり。

直政は乙部氏から、自邸で敵討事件が起こったという報告を受けるや、それはかの鷹匠であろうと言いつたのである。ここに至って前出の、対面の場をあえて簡潔な描写にとどめたことが生きてくる。即ち直政はかの折、彼が眼中に何か入れて人相を変えていることに気付き、顔色を観察し、大事を志す者であることを見抜いていたと言う。なおこの市郎左衛門が人相を変えた件が事実であったか否かは知るすべはない。あるいは、例えば晉の予讓が主君の敵を討つために、身に漆を塗ったり炭を呑むなどした話などを踏まえて創作された可能性もある。かくして、「大守之御眼力凡人ならざる事可恐」という点を中心に据えた話に作り上げたのである。

ここで『三巴八雲の敵討』に戻って、直政、市郎左衛門対面の場を掲げてみる。

その時御前へ被為召、御手より菓物頂戴し、立帰らんとするとき、出羽守様市郎左衛門をつくづく御覽被成、「其方人品更に不心得。如何なる人にて有やらん。生国由緒聞まほし」との玉ひければ、市郎

左衛門地に平伏し、一言なし。再応の上意難黙止(もとどおし)、市郎左衛門主人乙部九郎兵衛殿え向ひ、わな／＼ふるい申様、「私生国美作。我等先祖より武家にあらず。山河を家として鹿猿狸其外諸獸諸鳥を狩り取りて家業とするなれば、自然と鷹道勿論如此也」と申上げれば、直政公益々ふしぎの御眼力と、市郎左衛門身之毛の立て其場遙に引さがる。既其日も夕陽西に向は、太守は帰城まし／＼ける。市郎左衛門思ひけるは、「太守は人を見玉ふこと神のごとし。慎べきは此時也。もしや見あやしめられて縲やち繼つぎの恥を取らんも計がたし。何卒事をはやく謀らん」と、急ぐ心のとし暮れて、……

ここには具体的な対話も含めて両者の対面のあり様が詳しく描き出されている。その上で言いたいのは、この出来事で市郎左衛門は精神的に一層追い詰められたということである。彼は、直政に我が心に一物あることを気付かれたからには、事を急ぐべきである、しかしそれも直政在国中は困難と考えるようになったというのである。かくて翌年、直政が江戸へ赴くや事を起こす。そしてこちらでは、事件後江戸へ飛脚を送って直政に知らせたとする。

直政公開召否、「無有なん者かな。彼の鷹匠の片目こそ常ならぬ者と思ひしぞかし」と仰有しとかや。

直政は、ある程度予測していたことだという反応を示したという。先の対面の場で既にその眼力のこと書かれており、それをここで改めて強調することはない。『三巴』では、あくまでも市郎左衛門の方に主軸を置いて、直政との対面が、敵討成就への過程の中で一体何であったのかを書こうとしたものと窺える。

四 終わりに―『藩祖御事蹟』を通じて見る『三巴八雲の敵討』―

『藩祖御事蹟』は、松江藩儒桃節山の著。慶応三年（一八六七）成。藩祖即ち初代直政の伝記。当事件も直政時代の出来事の一つとして載録されている⁽³⁾。飯尾兼晴（市郎左衛門）の出自から事件の発端にかけての流れはほぼ『三巴』と重なるが、弟兼勝の死については、養子となっていたゆえに藩より人を遣わして討たれたのであると、『鷹匠遠山市郎左衛門敵討ノ記』と同じ説を採っている。

これに続く、兼晴が大坂へ出て、生駒正種が松江に預けられたことを聞き付け、一旦美作国に入るところからは、次のように簡潔に経緯のみが記される。

先づ美作に行きて其容子を窺ひ、遂にちなみを得て出雲に來り、白濁の誓願寺に寓居して、屢々正種をうたんと謀りけれども、其警衛嚴重にして志を得ず。是時公（直政）御鷹を好ませられし故に、御家老にも鷹匠を抱ひ居る者多し。市郎左衛門は兼て鷹術を心得たれば、幸にして鷹術を以て可正（乙部九郎兵衛）に取り入り、遂に其鷹匠と為り、其名公の御聴にも達しければ、

続く直政との対面のことについては、本書が直政の伝である以上、やや詳しく記すものの、終に乙部邸で生駒を討ったこと、懐中していた書き付けを提出したこと、最終的な処分のことなど、簡潔にまとめて記述している。

節山はこの条を書くにあたり能う限りの文献を調査したものと窺え、それらの名を挙げている。まず当事件の背景としての讃岐生駒驍動を知るためのものとして、『武将感状記』『十三朝紀聞』『藩翰譜』、また市郎左衛門が松江へ入ってからの事柄を知るためのものとして、当地に伝わる文献、『御年譜』（前掲の『高真院様御年譜』か）、『列士録』、『乙部家の記録』（前掲の『乙部家年譜』などがこれに含まれるか）、且つ『遠山

市郎左衛門敵討ノ記』『三巴八雲の敵討』『雲陽秘事記』という実録類をも同様に挙げて引用している。

節山は、『武将感状記』『十三朝紀聞』等においては、飯尾彦之丞、伯父兼友、敵生駒正種などにあたる人物名に様々異同がある一方で、松江に伝わる文献にはそれが一定しており、特に出雲での出来事（市郎左衛門が松江へ入ってからの事）に関してはこれらに拠るべしと主張している。

（『武将感状記』『十三朝紀聞』等では）かく種々に伝の異なる中に、『御年譜』『列士録』『遠山市郎左衛門敵討之記』『三巴敵討』の四書は、其事実姓名大抵符合す。生駒家にてありし事実は孰れを正しとせんにも、今証拠なけれども、出雲にてありし事は、此四書を証とすべければ、主として四書によりて記せり。

続けて『武将感状記』に見える市郎左衛門の振る舞いについての記述を、次のように批判する。なお『武将感状記』では、彼の本名を井尾与七郎としている。

感状記に録せし所疑はしき事あり。……与七郎帯刀を殺したれども、知る人無かりければ、刀を拭ひ鞘に収めて、さあらぬ体にて立退かんとするを、乙部の児扨従の十四歳になりし稲葉助之丞、井尾が形氣の常ならざるを疑ひて、遁さじと詞を懸けたれば、己むを得ず自首して自殺せる趣に録せり。兼晴はかくまで覚悟したる事を、こゝに至りて、さあらぬ体にて立退ん筈はなし。若し然らばきたなびれたる挙動といふべし。且つ乙部の家に稲葉助之丞といふ臣ありし事は記録にも申伝にも曾て無き由なり。其上乙部の家にて、斯かる大切の御預人を殺されて知る者の無かりしといふも、事情に於て信じ難ければ、誤り伝へたるなるべし。

ここで注目すべきは、「記録にも申伝にも曾て無き由なり」と客観的な物言いをする一方で、「兼晴はかくまで覚悟したる事を、こゝに至りて、さあらぬ体にて立退ん筈はなし」とのこゝを、根拠として主張する点である。市郎左衛門が何を思いこゝまで生きてきたかという見地に立ったとき、彼の行動としてどうあるのが合理的であるかが見えてくるというのである。

『三巴八雲の敵討』は実録体小説であり、当然ながらその叙述には虚と実とが混在している。「彦之丞つらく思ひけるは」云々、美作の和尚との対話の一幕など、当人以外に知る由もないことがまことしやかに記される。ただしそれらの部分は、全て一定の方向付けを有している。それは、苦難から這い上がるとする市郎左衛門にまた悪条件が降り懸かる、しかし彼はそれに一つ一つ抗しながら道を開く、その様を浮かび上がらせることである。史実を記述することを目指したはずの桃節山が、この実録に採るべき所ありとしたのは、市郎左衛門の生き様を把握することこそこの事件の本質を理解することに他ならないと認識したからであつたかと推測する。

注

(1) 事件の起こった年時をいま一旦正保元年とするが、異説が存する（以下の資料は何れも後掲するもの）。『乙部家年譜』『乙部家譜内伝』『列士録』『鷹匠遠山市郎左衛門敵討ノ記』は、正保元年十二月十七日とする。『高真院様御年譜』は同二年とする。『藩祖御事蹟』『出雲私史』は、同二年十二月十七日とする。なお『三巴八雲の敵討』では、序に、「頃は寛永年中の事なり」と記す。寛永は正保の前の年号（一六二四～四四。即ち四四年の十二月に正保と改元）で、これは漠然と寛永頃の話として伝えられてきたことと表れと解すべきか。

(2) 田中則雄「文学としての『雲陽秘事記』」（『島大言語文化』第二六号、二

〇〇九年)

なお本稿における『雲陽秘事記』の引用は、島根大学附属図書館桑原文庫蔵本による。

(3) 引用は、出雲文庫第四編による。

[付記] 底本から引用するにあたり、適宜濁点を施し、明らかな誤脱は改めた。句読点は新たに施した。割書は「」に括って示した。また適宜振り仮名を（）を付して平仮名で補った。なお片仮名の振り仮名は底本に存するものである。傍線は全て引用者による。

本稿は、島根大学法文学部山陰研究センター「山陰地域古典文学資料の公開に関するプロジェクト」(二〇〇七～九年度)、島根大学プロジェクト研究推進機構・萌芽研究「歴史・文化資源を活かした「地域まるごとミュージアム」化実践プロジェクト」(二〇〇八・九年度)の研究成果の一部である。

A study on “Mitsudomoe Yakumo no Katakuchi”

TANAKA Norio

(Faculty of Law and Literature, Shimane University)

{ Abstract }

Mitsudomoe Yakumo no Katakuchi is a documentary story (*jitsuroku*), which deals with an actual blood feud in Matsue during the Edo period. This tale of revenge bears all the marked characteristics of *jitsuroku* as popular chronicles of historical events and the lives of folk heroes.

Keywords : *jitsuroku*, documentary story, novels in the Edo period